

和歌山市子どもの学習・生活支援事業委託業務仕様書

本仕様書は、和歌山市が実施する子どもの学習・生活支援事業を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯（以下「被保護世帯等」という。）の子どもの対象とし、基礎学力の向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

なお、本事業は平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の一環として実施するものであり、同法に基づく他の事業とあいまって、包括的な支援体制の構築を図るものである。

2 業務実施期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

3 対象地域、対象者及び定員

(1) 対象地域

和歌山市

(2) 対象者

被保護世帯等に属する中学生（中学3年生を優先対象とする。以下「学習支援対象者」という。）及びその保護者

(3) 学習支援対象者の定員

15名とする。希望者が15名を超える場合は、本市及び受託事業者双方協議して定めるものとする。

4 事業実施場所

受託事業者において、市内に2か所以上確保すること。実施場所の決定に当たっては、以下の点に留意し、市の上承を得ること。

- ① 固定した場所とすること。
- ② 安全・衛生管理等に適した場所とすること。
- ③ 公共交通機関から比較的近くで交通手段が確保できること。
- ④ 可能な限り、点在していること（紀ノ川の南北に1拠点ずつあることが望ましい）。

5 委託内容

本事業の受託事業者は、次の事項に関する業務を行う。

(1) 学習支援対象者に対する周知、説明等

○ 本市から提供する生活保護受給世帯のうち中学生を含む世帯のリストに基づき、募集期間を設定した上で、「お知らせ」を送付する。

※「お知らせ」の内容等については、本市と協議の上、決定すること。

○ 学習支援対象者の受付及び決定は、本市が行う。

○ 受託事業者は、本市の求めがある場合は、参加希望者に対して本事業における実施内容について説明を行う。

(2) 学習支援

学習支援対象者の学力向上のため、「4 事業実施場所」ごとに、学習支援教室（以下「教室」という。）を次のとおり運営する。

なお、教室参加前に受託事業者が学習支援対象者及びその保護者と面談することとし、学習支援対象者の学力・要望等を踏まえた上で、学習支援を実施するものとする。

① 運営体制

教室開催中には、学習支援対象者への支援を行う職員（以下「教育支援員」という。）を常時2名以上配置する。

② 実施期間・回数等

原則として、次により教室を開設するものとする。

ア 実施期間 : 令和8年6月～令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程（追募集）学力検査実施日の前日

イ 実施頻度 : 週1日以上（年40回以上）

ウ 実施時間 : 18:00から21:30までの間で、120分～180分

※ 夏季長期休暇や高校受験前など、受験に向けた取組を積極的に実施すること。

※ 学習支援対象者に応じて、オンライン授業や個別指導等の手法を用いることを妨げるものではない。

※ 教室開催日以外においても、自習室の開放など可能な範囲で学習支援対象者の居場所を確保すること。

(3) 教育相談支援

教育支援員は、家庭訪問又は面接により、次の支援を行う。

① 子どもやその保護者の日常的な生活習慣に関すること。

② 子どもの高等学校への進学等に関すること。

※ なお、各家庭への訪問は期間中少なくとも2回、必要に応じて複数回行うこと。

(4) 関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、本市及びその他関係機関と連携し行うものとする。

(5) 事業実施計画及び報告

受託事業者は、本事業の実施に当たり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は、本市からの指示がないものは任意とする。

① 実施計画書

次に掲げる事項を記載した実施計画書を作成し、契約締結後速やかに、本市に提出すること。

ア 業務実施体制

(従事者の氏名、役割、連絡体制(緊急時含む。)等を記載した体制図)

イ 業務スケジュール(月間・年間)

ウ その他、業務実施に当たって必要な事項

② 実施状況報告書

当月分に関する業務の実施状況等を記載した報告書を作成し、翌月速やかに本市に提出すること。なお、報告については、以下の内容とし、その他の必要性が生じた場合には、本市から別途指示する。

ア 学習支援(学習支援対象者名、実施日時・場所・内容、教育支援員名等)

イ 教育相談支援(対象者名、実施日・場所、支援内容、教育支援員名等)

ウ 関係機関との連携による支援の内容

エ 学習支援対象者及びその保護者からの意見・苦情等

③ 業務完了報告書

受託事業者は、この事業を完了したときは、本市が定める日までに委託業務完了報告書を提出すること。

④ その他

上記①～③による他、国・県・その他関係機関からの調査及び本市が業務遂行上必要と認め指示した事項に関して、適宜、必要な書類を作成し、提出すること。

6 実施体制

(1) 統括責任者

本事業を総括する統括責任者を1名置き、以下の業務を行う。

- ・事業全体のマネジメント
- ・教育支援員等職員の指導・育成
- ・困難ケースの対応の管理
- ・本市及びその他関係機関との調整
- ・報告書等の提出

(2) 教育支援員

○ 教育支援員は、統括責任者を兼ねることができるものとし、以下の業務を行う。

- ・教室の運営の総括(会場設営、片付け、学習支援、学習支援対象者の管理等)
- ・教育相談支援(家庭訪問、面接等)

○ 教育支援員の資格要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 教員免許又は社会教育士の資格を有する者
- ② 教育関連事業において講師等として2年以上従事した者
- ③ ①又は②と同等以上の能力を有していると認められる者

(3) その他

教室の運営補助者、事務員等必要に応じて配置することができる。

7 個人情報保護及び守秘義務

本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日条例第26号）を遵守し、業務に当たること。

受託事業者は、本事業を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

8 事務引継ぎ

受託事業者は、業務に従事する者が交代する場合には、引継ぎに伴う学習支援対象者及び保護者等とのトラブルを起こさないよう新たな従事者に十分な教育を行うとともに従事者同士の業務内容の十分な引継ぎを遺漏なく行わなければならない。

9 受託事業者の責務

- (1) 受託事業者は、従事する者に対し、業務遂行上の注意点及び責務について十分に研修を行い、その責任を実行させなければならない。
- (2) 受託事業者は、従事する者に名札を着用させるとともに、業務にふさわしい身だしなみ、言葉づかいをさせなければならない。
- (3) 受託事業者は、従事する者が第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の負担により賠償しなければならない。また、その場合は本市に報告書を提出すること。
- (4) 受託事業者は、業務を遂行するに当たって宗教活動又は政治活動を行ってはならない。
- (5) 受託事業者は、指導に際して、体罰を行ってはならない。

10 苦情への対応

受託事業者は、学習支援対象者及びその保護者から業務内容について苦情及び問合せを受けた場合、丁寧に説明し、業務に従事する者が共通の認識を持つように配慮した上で、事実関係を確認し、速やかに受託事業者の責任をもって対応するものとする。

また、受託事業者が必要と判断したときは、速やかに本市に報告するものとする。

11 留意点

受託事業者は、必要な範囲内で傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

12 関係書類等の管理・保存

受託事業者が、委託業務を行うに当たり作成又は受領する文書等は、適正に管理・保存すること。本業務完了後は、当該文書について完了年度の翌年度から5年間保管するものとし、本市の指示に従い引渡しを行うこと。

13 支払条件等

本事業における委託金に関する事項は、契約書において定める。支払方法は毎月払いと

する。

なお、新型コロナウイルス感染症や台風等の影響により、事業が延期又は中止となった場合、事業を実施しなかった分の委託金については、双方協議の上決定するものとする。

また、契約期間中に学習支援対象者が10人に満たなかった場合は、委託料を減額する場合がある。

14 委託料の経理

- (1) 委託業務の対象経費は、委託業務に従事する者の人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）、その他事業の実施にかかる経費（損害保険料、会場借上げ料、教材費、通信費等）とする。
- (2) 委託金の経理管理のため、収入額及び支出額を記載し、用途を明らかにできる会計帳簿を作成するものとする。
- (3) 委託業務に従事する者が他の事業の業務を兼務している場合や委託業務以外の業務にも使用する共通的な経費がある場合は、それぞれの業務の状況を踏まえて、按分等適切に区分すること。

15 その他

- (1) 受託事業者は、委託業務の履行に際し、本市と常に連絡を密にし、業務の実施方針について本市の承諾を得るとともに、事業実施の重要段階においては、その内容を提示し、本市の承諾、指示等を得て次の段階に進めるものとする。
- (2) 委託業務について疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、その指示に従う。本市から業務改善の指示をされた場合は、必要な是正措置をとった上で改善内容を報告すること。
- (3) 実施計画書に記載された内容に比べて支援実績が著しく減少するおそれがある場合は、その状況を把握した段階で本市に報告し、その指示を受けること。
- (4) 受託事業者は、学習支援対象者に係る学力を把握するなど、個人にあった学習の進捗管理を行うこと。
- (5) 感染症等の状況に応じて、オンラインによる指導を行うなど、長期的に指導が中断することがないように工夫すること。
- (6) 学習支援対象者が繰り返し指導しても従わない場合、無断欠席が続く場合及び受託事業者で保護者への指導を行った上でも改善が見られない場合、本市及び受託事業者双方の協議により、学習支援対象者から外すことができるものとする。
- (7) 学習支援対象者が教室参加中に被災した場合は、直ちに安全のための措置を講じるとともに、速やかに本市に報告し、その指示を受けること。
- (8) 事業終了後に業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、契約期間中に引継ぎ期間を設け、本市又は本市が指定する者に業務を引き継ぐものとする。契約終了後においても、引継ぎを受けた者からの問合せに応じられるように努めること。
- (9) 感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マ

ニューアル (2023. 5. 8～)」(文部科学省)等を参考として、学習支援対象者が安心して支援を受けられるよう学習環境を整備すること。

(10) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務については、生活困窮者自立支援制度に関する厚生労働省からの関係通知等によるほか、本市及び受託事業者双方協議して決定するものとする。

(11) 受託事業者は、委託業務の履行に際し、個人情報の取扱いに関する認証等を有していること。

(12) 受託事業者は、委託業務の履行に際し、事業所を本市内に有すること。市内に2カ所以上の実施場所を確保していること。

(13) 受託事業所は本件と同等の契約を国又は地方公共団体等と契約したことがあること。

16 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は、文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日(入札日は含まない。)から5日前(ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日になる場合は、その前日とする。)の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業 務 委 託 契 約 書 (案)

和歌山市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)
は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

(委託業務)

第1条 甲は和歌山市子どもの学習・生活支援事業に係る業務(以下「委託業務」という。)
を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託業務の履行方法)

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

(委託金)

第4条 委託金の額は、 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額
円を含む。）とする。

2 委託金は、毎月 円を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させては
ならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはな
らない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得
た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若
しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与
えることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止す
ることができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるとき
は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければ
ならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この
項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に
より生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議
して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害について
は、一切の責任を負わないものとする。

(委託業務の中止)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となった
ときは、委託業務中止（廃止）申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、
又はこの契約の一部の変更を行うものとする。

(乙の履行不能)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(実施計画書の提出)

第12条 乙は、この契約の締結後速やかに甲と協議の上、委託業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出等)

第13条 乙は、月ごとに実施状況報告書を作成し、翌月速やかに甲に提出し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(完了報告書の提出)

第15条 乙は、委託業務の完了後、遅滞なく委託業務完了報告書を甲に提出し、甲の確認を求めなければならない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は履行期限までにこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第17条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人

にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、こ

の契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第20条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第17条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第22条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第23条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第24条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵

守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第25条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。